

**「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方（案）」
に対する意見及びこれに対する考え方**

意見	考え方	修正の有無
1 背景		
意見1 「MNO3社の提供する料金プランが横並び」との記載は実態に即していない。	考え方1	
<p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（案）」（以下、「中間報告書案」）に対する意見書でも述べたとおり、現時点において、MNO3社の提供する料金プランは各社一定の特色（ゼロレーティングサービスの提供等）があり、「横並び」という評価は必ずしも適切でないと考えます。また、「中間報告書案」に対する意見及びそれに対する考え方において、「MNO3社の料金プランの中には、音声基本料を始めとして横並びとなっているものが少なくないため、原案を維持することが適当である」旨の総務省の考え方が示されていますが、各社の料金プランは、データ定額料金を含めたパッケージ料金が主流であり、例示している音声基本料は一面でしかないと考えます。従って、本報告書案における当該記載箇所を削除頂くか、実態に即した記載となるよう修正を改めて要望します。</p> <p align="right">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 御指摘の点について、音声基本料に限らず、例えば各社の多段階型の料金プランが類似の料金水準で設定されているなどの状況も見られるところであり、「現時点においては、MNO3社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成され」とした原案を維持することが適当と考えます。</p>	無
意見2 「他の先進国と比較して利用者料金が総じて高く」との記載は実態に即していない。	考え方2	
<p>「モバイル研究会」（第3回）の事業者ヒアリングにおいて弊社より示しているとおおり、利用者料金には様々な比較方法があること等からも、「我が国のモバイル市場については、（略）利用者料金が総じて高い」状況という評価は現状認識としては、一面的評価であると考えます。また、「中間報告書案」に対する意見及びそれに対する考え方において、「電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成29年度調査結果）」における通信料金の国際比較を踏まえた評価としての指摘があることを記載したものであり、その内容において不正確な点はないため、原案を維持することが適当」との考え方が示されていますが、その「電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成29年度調査結果）」の結果を見ても、総じて高いと言えるのは「最もユーザシェアの高い事業者（メインブランド）の料金プランで比較」した場合（P28）のみであり、「最も安いポストペイド型の一般利用者向けのもの」で比較した場合（P26）は、2GB、5GBでは6都市中3番目と中間に位置するケースも存在します。従って、本報告書案における当該記載箇所を削除頂くか、実態に即した記載（「多様な見方が存在すること」を補足頂く等）となるよう改めて修正を要望します。</p> <p>なお、仮に他の先進国と比較して利用者料金が低い事例があったとしても、料金水準の一面のみを取り上げて評価すべきでなく、ネットワークの品質等も考慮したうえでの比較であるべきと考えられることから、今後行政にて諸外国との比較を行う際には、料金水準のみならず、サービス品質やエリ</p>	<p>○ 「電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成29年度調査結果）」では、各国の利用者への影響が大きいと考えられるユーザシェアが最も高い事業者の料金を比較した場合、個人用プラン及び家族4人で利用した場合の一人当たり料金の両者について、2GB、5GB、20GB全てのケースにおいて日本が高い傾向にあること、またMNO3社中最も安いポストペイド型の一般利用者向けの料金を比較した場合にも中高位の傾向であるとの結果であったことを踏まえると、他国との比較において利用者料金が高水準であると考えられるため、原案を維持することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、携帯電話料金を比較する上で通信品質も考慮すべきであるとの御意見については、通信品質の</p>	無

<p>ア等を含む多面的な評価を行い、日本のモバイル市場のサービスレベルについて誤認を与えることがないように配慮頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>違いを加味して客観的に料金を比較する方法が確立していないことから、現時点において直ちに実施することは困難であると考えますが、継続して適切な比較方法について検討していくこととします。</p>	
<p>3 制度整備の基本的考え方 (1) 対象となる役務</p>		
<p>意見3 規律の対象はスマートフォン向け役務に限定すべき。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>前述のとおり、規制は必要最小限にとどめるべきとの考えから、規制範囲は必要な領域に限定すべきであり、これまでの議論がスマートフォン時代の競争環境や消費者保護の在り方を中心になされていた点を踏まえれば、対象サービスは個人向けのスマートフォンに限定することが妥当と考えます。なお、「電気通信事業法第27条の3第1項の電気通信役務を指定する件の告示案」第2項各号に規定される各役務については、当該役務の性質や競争領域（スマートフォンを中心とするモバイル通信領域の商材か否か）等を踏まえ、「モバイル市場における適正な競争関係を確保する必要があるとは言えないもの」に該当すると考えられることから、禁止行為規律の対象から除外することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下改正法という。）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3では「電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるもの」が指定される役務の対象とされているところ、「適正な競争関係」は、次のようなことから携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても阻害され得るのであることから、スマートフォンに限らず、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務も指定の対象としているものであり、現在の市場の下では、それは適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても、その利用には端末が不可欠であり、端末においてネットワークの設定等が求められることもあることから、端末との一体販売が一般的であること。 ・ 携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても、技術の進歩が急速であり、通信サービス面での積極的な競争が期待されるため、利用者の流動性が損なわれることによる競争への悪影響は携帯電話サービスと同様であること。 	<p>無</p>

	○ 卸電気通信役務など電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信役務を指定する件の告示案第 2 項において対象役務から除外することについて、賛同の御意見として承ります。	
意見 4 指定する役務について、市場に萎縮効果を生じることがないように配慮すべき。	考え方 4	
<p>IoTなどで用いられる通信モジュール向けのサービスや、法人に対して相対で提供されるサービス等を除外することに賛同します。</p> <p>なお、特にIoTなどで用いられる通信モジュール向けサービスと、禁止行為の対象となるスマートフォン等向けサービス等の間には、IoTが求める多様な態様に起因し、グレーゾーンが不可避免的に存在するものと考えられます。ガイドラインで明示的に規定しきれないグレーゾーンについては、ガイドラインの運用において柔軟に対応し、スマートフォン向けのキャッシュバック等に潜脱的に使われることがないようにしつつ、今後の成長が期待される新しい市場に意図しない萎縮効果を生じることのないよう、十分な配慮が行われることを希望します。</p> <p>また、今回の考え方には含まれていないものの、5G/eSIM/インバウンド向け通信サービスなど、発展的技術の今後の導入により実現され得る新しいサービスについても、同様にガイドラインがそのビジネス開発に意図しない萎縮効果を生じることのないよう、十分な配慮が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 通信モジュール向けの役務等を対象役務から除外することについて、賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ 総務省では、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（以下「施行規則改正案」という。）等も踏まえた「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」を策定中であり、当該ガイドライン案では、指定対象となる電気通信役務について、具体的な事例とともに解説しています。</p> <p>○ なお、指定対象となる電気通信役務については、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めるものであり、総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて見直しの必要性について検討することとしています。</p>	無
意見 5 対象となる役務について賛同。	考え方 5	
<p>① P3 (1) 対象となる役務、</p> <p>(1) モバイル市場における適正な競争関係を確保する必要があるとは言えないものは、除外する。</p> <p>おおむね異存はありませんが、今後新しいサービスにおけるトラブルが起こった場合、柔軟に対応していただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 43】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
3 制度整備の基本的考え方 (2) 対象となる事業者		
意見 6 独立系MVNOは一律に規律の適用対象外とすべき。	考え方 6	
今回の規律の適用に当たり、当社を含む一部の独立系 MVNO が含まれることについては、0.7%という省令で定められる閾値が「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響」という観点から適正であるかについて疑義がもたれます。今後、様々なビジネスモデルで成長していく MVNO の登場が考えられ	○ 電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気	無

<p>るところ、0.7%という閾値でMNOと同等の規律に基づくビジネスモデルへの変更が不可欠になることは、これら小規模MVNOの規模拡大への意欲を削ぎ、モバイル市場への多様かつ健全な競争の導入を害するものと考えられます。</p> <p>過去の様々な有識者会議でも、当社を含む独立系MVNOが通信料金と端末代金の一体化や、行き過ぎた囲い込みという観点で問題とされたことはなく、MVNOの振興と多様かつ健全な競争の導入という観点からは、独立系MVNOは規模に依らず一律に適用対象外とすることが望ましいと考えます。今後の制度見直しにおいては、このような観点からの影響評価も含まれるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【インターネットイニシアティブ】</p>	<p>通信事業者に係る利用者数の割合については、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めるものであり、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて見直しの必要性について検討することとしています。</p>	
<p>① P3 (2) 対象となる事業者</p> <p>(2)MVNOは、ごく利用者の少ないものについて、過度の規制とならないよう、対象から除外する。おおむね異存はありませんが、今後新しいサービスにおけるトラブルが起こった場合、柔軟に対応していただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人43】</p>		
<p>意見7 MVNOの特定関係法人も対象事業者とすべき。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方(案)」等では、「潜脱を防止するためMNOの特定関係法人も全て」、法第27条の3第1項に定める禁止行為の規定の適用を受ける対象事業者とするとされていますが、同規定の適用を受けるとされたMVNO(利用者の総数に占める電気通信役務の利用者の数の割合が千分の七を超えるもの)の特定関係法人についても、同様に潜脱防止の観点から、対象事業者として指定されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>○ 電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者についての利用者数の割合に関し、現時点では、MVNOの特定関係法人が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響は大きくないと考えられることから、これらを指定の対象としないものですが、その状況などに変化が生じていないかなど、今後の市場動向等を注視していくこととします。</p>	<p>無</p>
<p>意見8 全ての携帯電話事業者を対象とすべき。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>本制度改正の目的が、公正競争の促進を通じて適正な消費者保護を確保する点にあることから、利用者が少ないという理由で規制の対象外とする論拠に乏しく、原則、対象となる役務を提供する全ての携帯事業者を対象にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 施行規則改正案第22条の2の15では、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者に係る利用者数の割合として、MNO及び当該MNOの特定関係法人であるものを除くMVNOについて0.7%と定めています。</p> <p>○ 規律の対象となる電気通信事業者の基準は、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえ</p>	<p>無</p>

	て定めるものであり、それらの状況などに変化がある場合には、必要に応じ、見直しを検討していくこととします。	
3 制度整備の基本的考え方 (3) 通信料金と端末代金の完全分離		
意見9 通信料金と端末代金の完全分離に賛同。	考え方9	
<p>通信料金と端末代金の完全分離等は、利用者がニーズに合ったサービスや端末を自らの意思で選択できる環境整備に資する取り組みであると考えます。また、通信料金と端末代金の完全分離等が進めば、通信料金の割引が特定の端末の利用者に限定されているという不公平が解消するだけでなく、MNOとMVNOが「通信サービス」という1つの土俵で競争することができ、モバイル市場の公正競争促進に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【オプテージ】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
<p>②P3 (3) 通信料金と端末代金の完全分離</p> <p>完全分離により、複雑な契約内容がシンプルになることを期待したいと思います。</p> <p>ただし、販売店のみ経営が苦しくなるようなビジネスモデルにならず、キャリアと販売店がウインウインの関係を築けるようなビジネスモデルの構築を望みます。</p> <p>そうでないと、復活した販売奨励金により端末の値引き合戦が行われるが、携帯電話会社が対応せず、責任の所在が不明確になるなど、今までと変わらない状態に陥るのではないかと懸念します。</p> <p style="text-align: right;">【個人43】</p>		
意見10 通信料金と端末代金の完全分離の実現のためにはKPIをあらかじめ設定すべき。	意見10	
<p>「通信料金と端末代金の完全分離」を実現するにあたり、基本的考え方(案)においては、「継続利用を条件とせずに通信役務の利用者に対して端末の販売等をする際の端末代金の値引き等については、何らのルールもないと、現在行われているような通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行が続くおそれがある」ことから、「通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶する」との目標が示されています。</p> <p>公正かつ自由な競争環境を実現するため、当該競争慣行の根絶を目指す方針については賛同いたしますが、確実に当該目標を実現するためには、「根絶」した状態について、KPI等を予め具体的に示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。</p> <p>○ その際には、関係事業者等からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を行うこととしていますが、多角的な分析が必要となる可能性があること、データの取得可能性の問題</p>	無

	<p>があることなどから、あらかじめ具体的な指標を設定することは難しいものと考えます。</p>	
<p>意見 11 端末代金の値引きの上限を設定すべきでない。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>3. 端末補助上限 2 万円設定の根拠が希薄であり、消費者の負担増加は不可避</p> <p>この度の法改正の趣旨は、6 月 11 日菅官房長官記者会見において述べられたとおり「通信、端末のそれぞれの市場で競争がより働くことを通じて、通信料金と端末料金双方の価格が下がること」にあると理解しております。しかし他方で、「基本的考え方」には「この改革には、一時的な端末価格の上昇という痛みがともなう」との記載があり、利用者の出費が増すことは不可避であるとされています。それでは、結果的に利用者負担が低減されるのはいつになるのでしょうか。見通しを明らかにしていただきたくお願いします。</p> <p>また、2 万円という金額の設定についても「利用者一人当たりの利益見込み額」である 3 万円から 1 段階低い金額、として説明されていますが、その算定方法の根拠は希薄です。</p> <p>諸外国でも類似の端末補助規制が行われましたが、例えば韓国では、家計支出削減のための政府の取り組みの一環として、2014 年 10 月に 3 年間の携帯電話補助金上限¹が導入されました。この制限は、公正な契約を求める消費者の権利を制限し、市場経済の原則に沿ったものではないと通信事業者が主張し、長らく法的に争われました。補助金上限額規制の期限の 2017 年より前に撤廃し、その後更新されませんでした。このように、類似の規制は望ましい目的を達成せず、政府は短期間のうちに規制を廃止しています。</p> <p>----</p> <p>¹ 「移動通信端末装置流通構造の改善に関する法律」 http://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=37731&lang=ENG</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 本案では、制度整備後に通信契約とセットで販売される端末の実売価格が一時的には上昇する可能性があり得ることを示したものです。</p> <p>○ 今般の制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを 2 年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとするものです。</p> <p>○ 具体的には、施行規則改正案第 22 条の 2 の 16 は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには、現在の市場における利用者一人当たりの利益見込み額をもとに通信料金と端末代金の分離による今後の ARPU・売上高営業利益率の低下を考慮して上限を定めるものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。</p> <p>○ なお、ご指摘の韓国など諸外国における状況については、規制の撤廃の理由やその後の状況などについて注視していくことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>3 制度整備の基本的考え方</p> <p>(3) 通信料金と端末料金の完全分離</p> <p>「通信役務の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等について、一定の厳しい上限を定める」</p> <p>意見：</p> <p>端末販売の値引きに上限を定める必要は無い。これまでの検討で、通信役務契約と端末販売は分離したはずである。自由競争のなかで性能と価格が釣り合った機種を、消費者が役務契約に左右されずに選択できれば十分であり、値引きに制限をかけることは自由競争の原理に反する。</p> <p>代わりに、端末販売の値引きに通信役務の収入を充てていないことを確認するためのルール・仕組みを作るべきである。その上で改善が見込めない場合は、通信事業者による端末販売を禁止するべ</p>		

<p>きである。</p> <p style="text-align: right;">【個人52】</p>		
<p>意見 12 相談業務の有料化により、通信料金の低廉化が期待できる。</p>	<p>考え方 12</p>	
<p>1. 意見箇所</p> <p>○基本的考え方（案）</p> <p>「利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備がますます重要となっている。」</p> <p>「販売等の現場においても、端末の販売台数に過度に依存するのではなく、地域における情報通信サービスの拠点として、サポートをはじめとする利用者が求めるサービスに主軸を置いた取組の強化が期待される。」</p> <p>「通信業務についても端末についても、多様な選択肢の中から利用者が自らのニーズに合ったものを選択し、それを低廉な料金及び価格で利用できるようになることが期待される。」</p> <p>○第1回モバイル研究会 黒坂特任准教授</p> <p>「消費者のリテラシーですが、リテラシーはやはり向上していってもらいたいということがありますが、これは言うにやすしの典型でして、勉強しろとって勉強する子供はほとんどいないというのと大体同じです。なので、この啓蒙であるとか教育の機会を提供するのは極めて重要だし、拡大するべきだと思いますが、これだけに頼らない。つまりリテラシーを頑張るって上げるところだけに頼らない施策ということもおそらく必要になってくるのではないかと」</p> <p>2. 意見に対する提案</p> <p>現在、通信料金に上乗せされている、「代理店窓口での無料相談」や「フリーダイヤルでの無料相談」に係るコストについて「サービス受益者負担の原則」に則り、有料化することが適当である。</p> <p>相談の有料化により、下記「3. 各者インセンティブ」が期待でき、上記「1. 意見箇所」の解決につながるのではないかと。</p> <p>3. 各者インセンティブ</p> <p>○通信事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信料金に上乗せしている無料相談に係るコストを「サービスの受益者負担の原則」にし、無料相談に係るコストを通信料金からカットすることで、規制当局が求める通信料金の低廉化が期待できる。 ・相談有料化により、利用者に分かり易い料金・端末・制度設計等が不可欠となり、規制当局が求める利用者が自らのニーズに合致する事業者やサービスを適切かつ容易に選択できるようになることが期待できる。 <p>（料金・端末・制度設計等が複雑であると、利用者は有料相談をせざるを得なくなり、通信事業者</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の検討の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

への満足度低下につながる)

・代理店やコールセンターが、利用者からの有料相談に対し、限られた時間で分かり易い説明をする必要があるため、代理店やコールセンターにとっても分かり易い料金・端末・制度設計等が期待できる。

・相談を利用しない人の、通信料金に対する不公平感を解消することが期待できる。

○利用者

・通信料金に上乗せしている無料相談に係るコストを「サービス受益者負担の原則」にし、無料相談に係るコストを通信料金からカットすることで、通信料金の低廉化が期待できる。

・利用者に、限られた時間で効率的に相談しようとするインセンティブが働き、利用者が事前に情報を調べたうえで相談する可能性が高まり、利用者のリテラシー向上が期待できる。

(通信事業者は、利用者に分かり易い料金・端末・制度設計等が不可欠)

・相談1件あたりの対応時間が短くなり、利用者の相談待ち時間の減少が期待できる。

○代理店

・相談1件あたりの対応時間が短くなり、利用者回転率が上がることで、新規契約等の収益を得る確率の増加が期待できる。

・相談1件あたりの対応時間が短くなり、利用者の相談待ち時間が減り、利用者の満足度向上が期待できる。

・質の高い相談対応が、代理店の新たな収益源につながり、規制当局が求める地域における情報通信サービスの拠点として、サポートをはじめとする利用者が求めるサービスに主軸を置いた取り組みの強化が期待できる。

・店員が、相談に対して限られた時間で分かり易い説明をする必要があるため、店員のリテラシー向上が期待できる。

・長時間に渡る相談が減少することで店員の負担が減少し、代理店の職場環境の改善が期待できる。

4. 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）（以下「改正法」）との整合性

基本的考え方（案）では、「通信料金と端末代金の完全分離については、法律上、端末の販売等に際して行われる通信料金の割引を一律禁止するとともに、通信契約の締結等に際して行われる端末代金の値引き等の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供として総務省令で定めるものを禁止」としている。これは、通信料金の「サービス受益者負担の原則」、端末代金の「サービス受益者負担の原則」を明確に示したものである。

よって、「サービス受益者負担の原則」は、改正法にある「通信料金と端末代金の完全分離」の趣

<p>旨にも沿うものであり整合性がとれているといえる。</p> <p style="text-align: right;">【個人49】</p>		
<p>3 制度整備の基本的考え方 (4) 行き過ぎた囲い込みの禁止</p>		
<p>意見13 行き過ぎた囲い込みの禁止の趣旨に賛同。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>「行き過ぎた囲い込み」に対し、契約の解除を不当に妨げることで適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを禁止するという趣旨に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>長期や自動更新の契約をしても差額が高額にならないように契約内容を見直していただきたいと 思います。新聞購読契約など、高齢者に何年も先の契約をさせるケースがあり、トラブルになって いますが、特に高齢の契約者に対して配慮すべきと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人43】</p>		
<p>意見14 継続利用割引は不当な期間拘束ではないため、制限すべきではない、又は過剰な規制となら ないようにすべき。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>長期利用者を対象として料金割引、ポイント割引等を付与することは一般的な商慣習である一方、 利用者に対する拘束性の観点においては期間契約と同等の効果を有し、シェア上位のポジションにあ り、長期利用者を多く有する事業者が競争上有利に活用可能な割引サービスである側面が存在しま す。</p> <p>従って、期間契約に関して規制を課すのであれば、長期利用割引等についても何らかの制度的手当 てを行うことは一定の合理性が認められることから、過剰規制とならない範囲での規律を設けること は必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供（以下「継続利用割引」とい う。）については、総務省で開催した「携帯電話 の料金その他の提供条件に関するタスクフォ ース」の取りまとめ（平成27年12月16日）におい て、「高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公 平の是正のため、端末購入補助を受けないスマ ートフォンの長期利用者等の負担の軽減になるよ うな料金プラン等の提供を検討すべき」として、措 置の必要性が提言されたものです。</p> <p>○ 一方で、継続利用割引には、契約を一定期間継 続して締結していたことを理由として利益を提供 することにより、一定期間を経過するまでの間に 事業者を変更する利用者の意向を抑制する効果 があることは、総務省で開催された「モバイル市場 の競争環境に関する研究会」と「消費者保護ルー ルの検証に関するWG」の合同会合でも議論があ ったところです。</p> <p>○ このように、継続利用割引は、①高額な端末購 入補助に伴う利用者間の不公平の是正と②利用者</p>	<p>有</p>
<p>長期利用割引については、「不当な囲い込みの手段とされるおそれもあることから、過度なもの にならないように、一定の規律を設ける」として、契約を一定期間継続して締結していたこと に応じて利用者が受けることになる1年当たりの利益の額について、当該契約に係る1月当たりの料金を上限 とするとする案が示されていますが、長期利用割引による拘束性の有無や上限額を1ヶ月分の料金と することについては、これまで、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」等において議論されて おらず、またその根拠も示されていないものと考えます。</p> <p>加えて、当社が提供する長期利用割引は、長らくご利用いただいているお客さまに対するお礼や感 謝のしるしとして提供しているものであり、不当な囲い込みを意図したものではありません。これに ついて、過去、総務大臣より、「長期利用割引の拡充を行う等、利用者の多様なニーズに応じて、長 期利用者の負担を一定程度軽減するものでございますので、歓迎したいと存じます」との発言（2016 年4月15日 高市早苗総務大臣記者会見）もあったところであり、不当な囲い込みとは区別される べきものと考えます。</p>		

<p>こうした点を踏まえると、長期利用割引に対する規律については、事業者間の公正競争の促進を目的とする法改正の趣旨にもそぐわないことから、現時点で、拙速に課すことは適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>による事業者変更の抑制という2つの異なる側面を有しているものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法及び施行規則改正案では、それらに関連して、次の2つの措置を講じており、その結果として、継続利用割引の2つの側面のうち、①の側面（高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正）の必要性は相対的に低下する一方で、②の側面（利用者による事業者変更の抑制）への対応の必要性は相対的に高まっているものと考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、厳しく制限すること。 ・ 期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げること。 ○ 施行規則改正案第22条2の17第6号では、その2つの側面を考慮しつつ、継続利用割引の上限として、1年間で利用料金1年分としているものです。 ○ なお、原案中の「長期利用割引等」については、利益の提供の性質を踏まえ、「継続利用割引」と修正することとします。 	
<p>4 フォローアップ</p>		
<p>意見 15 今回の措置について十分にフォローアップし、市場環境の変化等が認められる場合には、速やかに見直しを図ることが必要。</p>	<p>考え方 15</p>	
<p>「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（2019年1月）」（以下、「緊急提言」という）等を踏まえた電気通信事業法の一部改正、今回の制度整備については、モバイル市場におけるスイッチングコストの一層の低廉化を目的としたものであり、これは当協会 MVNO 委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」（2018年10月18日）にて提言した方向性と一致するため、基本的に賛同いたします。</p> <p>一方で、緊急度が高かったということは認識するものの、緊急提言から今回の制度整備に至るまでの期間が極めて短かったことから、有識者の間においても十分なコンセンサスが得られたものか疑問があるとともに、規制対象の一部に MVNO が含まれることに関しては、MVNO が安心・安全に利用できる高度で多様なサービスの提供を通じて、社会的課題を解決し、もって ICT による新たな価値を醸成していこうとする意欲を削ぐことになりかねないとの懸念もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省では、ご指摘のMVNOの事業活動へ与える影響、モバイル市場における新たな潮流などを含め、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。 ○ 継続利用割引に関する考え方については、考え方 13 のとおりです。 	<p>無</p>

<p>そのため、今回の措置に対する効果や影響等について適時に評価・検証する等十分にフォローアップいただきつつ、そのなかで、今回の措置によりモバイル市場が大きく変化した、あるいは悪影響が生じていると判断される場合には、速やかに所要の見直しを図っていただくことが必要と考えます。</p> <p>なかでも、MVNOにかかる以下の点に関しては、時を置かずしっかりと議論・検討いただくことを強く要望いたします。また、以下④のような濫用行為に対しては速やかな対処が必要なため、顕在化した際には行政においても関係事業者と協調しつつ迅速に対応いただくようお願いいたします。</p> <p>① 対象となる事業者について、省令案において利用者の割合が0.7%（≒100万利用者）と設定されるところ、これが競争環境に影響を及ぼしうる閾値として妥当なのか、またこの閾値を越えるとビジネス構造を転換しなければならないということが数多のMVNOの事業活動を抑制的なものとさせないか。</p> <p>② 今回の措置が、eSIM、IoT、5Gといったモバイル市場における新たな潮流を見据えた場合に、その利活用や普及の妨げとならないか。</p> <p>③ これまでの政策議論等において、長期利用者への還元を如何に促進するかが一つの観点であったなか、今回の措置においては長期利用割引等に対して一定の規律を設ける方向となっていることについて、政策の連続性や利用者利益の観点から齟齬はないか。</p> <p>④ 高額キャッシュバック等目当てでMNP転入・転出を繰り返すホッピング行為を防ぐ目的でMVNOが6か月～12か月程度の最低利用期間とともに設定している違約金の額も、省令案において1,000円以下とすることが求められるなか、濫用行為が生じた場合に対処できるか。</p> <p>加えて、今回の措置により、料金施策・販売施策等を中心に、一部MVNOはMNOと同一の規律下で競争することになるところ、モバイル市場における公正競争やMVNOとMNOとの間のイコールフットイングの観点から、他の競争上の課題（第二種指定電気通信設備に係る接続料の適正性・透明性・予見性等の向上、卸料金の検証、MNPやSIMロック解除の手続き改善等）についても早急かつ適切に措置いただくことが極めて重要と考えますので、その点についても強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 接続料の在り方に関する御意見については、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p> <p>○ MNPやSIMロック解除の手続に関する御意見については、今後の検討の参考として承ります。</p>	
意見 16 潜脱的な行為により問題が生じた場合には、制度的対応等を速やかに行うべき。	考え方 16	
<p>これまで多くのMVNOでは、高額キャッシュバック目当てのMNP濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、省令改正後は違約金を1000円以下に設定することが求められます。この点、省令改正により、高額キャッシュバック自体が無くなるのが期待されるところ、潜脱的な行為等により、MNP濫用行為が継続する可能性も考えられますので、総務省殿においては、省令改正後の市場動向を引き続き注視いただくとともに、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに問題解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【オプテージ】</p>	<p>○ 今般の制度整備の趣旨に反する潜脱行為について、関連の状況を注視する中で仮に該当する事例が生じるような場合には、必要な対応を行っていくこととします。</p>	無

意見 17 評価・検証に当たっては、規律の影響を受けるメーカーも含めた議論を要望。	考え方 17	
<p>5. 規制の影響を受けるスマホメーカーや部品メーカーも関係者に含めた議論をお願いしたい</p> <p>改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについての評価・検証を行う際には、「関係事業者からの報告等により必要なデータを幅広く収集」することとされています。モバイルデバイスのエコシステムにおいて不可欠の地位を占める端末や部品のメーカーも、省令案による規制の影響を受け得ることから、5G の事業計画においてこれらの事業者の果たす重要な役割を踏まえ、データを収集する対象に含めていただくことを要望します。</p> <p>なお、本意見書については富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社様からも「5G サービスが健全に普及する事に対して適切な対応がなされることを期待しています」との賛同を頂いております。 【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしています。その際には、関係事業者等からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うこととします。</p>	無
意見 18 評価・検証に当たっては、5G 普及への影響を考慮すべき。	考え方 18	
<p>4. 5G 普及への影響があれば速やかに規制を見直すべき</p> <p>「基本的考え方」によれば、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うこととされています。改正法に基づく措置について不断に規律を見直し、早期に PDCA サイクルを開始していただきたくお願いいたします。</p> <p>その際、特に、5G 普及への影響については注視すべきです。既に 5G 商用サービスが開始されている国（米国、韓国、イタリア）における 5G 携帯電話の市場価格と端末補助金額を弊社で調査・分析した結果（添付表 1 参照）、新しい 5G 技術とサービスを導入するために相当な額の端末補助金が提供されています。このような状況の中、韓国では 5G 商用化 69 日目にして 5G サービス加入者が 100 万人を超えました。端末補助上限 2 万円と定めた今般の条例が日本における 5G 導入と普及を遅らせる悪影響を及ぼすことを懸念しています。</p> <p>日本政府は、先月閣議決定された「成長戦略実行計画」で、5G 整備に関し「通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。」と表明しています。IHS マークイットの調査²によると、2035 年に 5G は世界で 12.3 兆ドルの経済生産高を産むと試算されており、この莫大な経済価値を勘案すれば、日本政府としてもその普及を強力に後押ししていただきたいと考えます。</p> <p>そして、新技術普及のためには、インフラ整備のみならず、それを利用できる端末の普及が不可欠であることは言うまでもありません。衆議院の附帯決議 8 項において「新たなサービスが進展し、創意工夫やイノベーションが阻害されることがないように、法の運用に努めるとともに時代に合わせて見直しを図ること」と言及された通り、5G の導入・普及が阻害される可能性があれば、速やかに省令による規制の範囲や手法、程度を見直すことを要望します。</p> <p>-----</p> <p>² https://cdn.ihs.com/www/pdf/IHS-Technology-5G-Economic-Impact-Study.pdf 【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 評価・検証の実施について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、ご指摘の韓国における状況については、規制の与えた効果、規制の撤廃が与えた影響などについて、適切な分析が必要なものと考えます。</p>	無

<p>我が国において、5G 通信サービスが他国に遅れることなく普及していくためには、電気通信事業者による通信ネットワークの整備に対する投資に加え、5G 通信規格に対応した端末（以下、「5G 端末」）をより早く多くの方に利用していただくことが重要です。</p> <p>公正な競争環境が確保されることを念頭に、他国と我が国における 5G 端末の普及状況を比較した上で、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、不断に規律を見直すとする原案に賛同致します。</p> <p>なお、規律の見直しにあたっては、5G 通信サービスの普及促進に向けて、電気通信事業者の創意工夫を可能とする制度設計が重要であると考えます。</p> <p>毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、評価・検証を行うとする原案に賛同致します。</p> <p>具体的には、代理店の運営状況、スマートフォン端末の販売状況、海外を含む 5G 端末の普及状況も検証した上で、適宜適切に規律を見直していただく必要があると考えます。</p> <p>例えば、韓国のモバイル市場では、市場の状況を踏まえ柔軟に規制を見直していると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末流通法を 2014 年 10 月に施行した際、補助金上限を設定。 ・ その後何度か上限額の見直しを図り、2017 年 9 月末、補助金上限は失効。 ・ なお、5G 端末は 2019 年 4 月に販売が開始され、端末 1 台あたりの奨励金は以前と比較し増加。6 月には 100 万台を突破。 <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>意見 19 適切な効果検証プロセスを経るべき。</p>	<p>考え方 19</p>	
<p>モバイルサービスに関しては、ここ数年毎年政策議論がなされ、議論の結果、求められた事項について都度事業者等が対応していますが、各対応が完了する以前に議論が再開される等、適切な効果検証を経ずして追加規制の検討がなされています。</p> <p>今後、5G 時代のルール等を検討していく上では当該環境の変化に応じた議論が適宜必要となる可能性はあるものの、度重なる政策議論や行政による市場介入の結果として、事業運営の安定性が損なわれるのみならず、消費者の混乱も来しかねません。</p> <p>従って、本制度改正にかかる対応が全て完了し、一定の期間を置いてからその効果を検証する等、適正に PDCA を回して頂き、フォローアップのタイミングについても 1 年以上の期間を置く、フォローアップ等の際において各種検討項目について過去の経緯も踏まえて議論の重複等がないように留意頂く等、これまで以上の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 今般の制度整備は、モバイル市場に関する過去の累次に渡る検討や措置の実施にもかかわらず、依然として課題が指摘されている状況を踏まえ、それを抜本的に解決するための取組として、改正法により、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの禁止を措置するものです。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて今般の制度整備の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、その際には、関係事業者等からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うこととします。</p>	<p>無</p>

意見 20 契約の自動更新自体を禁止すべき。	考え方 20	
<p>「施行日前に締結された既往契約について、改正法に適合しない状況の有無を把握するため、事業法に基づく報告徴収により、その契約数の状況の報告を改正法の対象となる事業者に求める」とありますが、制度の実効性をさらに向上させるためには、そもそも、既往契約においても、同様に期間拘束による違約金を撤廃または上限額を 1,000 円とするといった措置を講ずべきと考えます。なお、仮に既往契約に当該規律が及ばない場合、制度整備の趣旨に反することから、自動更新自体を禁止すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 既に締結された契約について事後的な制度変更をもって無効とすることは、一部の利用者にとって不利益な変更となり得ることから、適切ではないと考えられますが、総務省では、改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を進めることなどについて、改正法の施行に向けた準備についての要請（令和元年 6 月 20 日総基料第 33 号。以下「6 月要請」という。）により、携帯電話事業者に対して要請しています。</p> <p>○ 総務省としては、改正法施行後に、改正法の施行の日以前に締結された契約が改正法に適合した契約に円滑に移行されるよう、当該移行の促進に取り組んでまいります。</p>	無
（参考）その他の取組		
意見 21 接続料算定の見直し等についても速やかな対応を要望。	考え方 21	
<p>今回の制度改正において示されている、端末と回線の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止については、これまで MVNO が求めてきたスイッチングコストを下げる方向性であり、総論として賛同いたします。</p> <p>MVNO 業界の振興および移動通信市場に対する健全な競争の導入の観点からは、（一社）テレコムサービス協会 MVNO 委員会が 2018 年 10 月に公表した「MVNO の事業環境の整備に関する新政策提言」にて取り上げた接続料算定の見直し、MNO のグループ内優遇の排除など他の課題についても速やかに対応いただくよう要望します。</p> <p>【インターネットイニシアティブ】</p> <p>モバイル市場の競争環境に関する研究会では、接続料算定の適正性・透明性の向上、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証、音声卸料金の適正性の確保といった、MVNO 事業者にとって極めて重要な検討事項が示されました。事業者間の公正な競争を促進し、さらなる利用者利便の向上を図るためにも、引き続き、これらの課題が早期に議論され、制度的な対応等、課題解決に向けた方向性が示されることを期待いたします。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、接続料の在り方等に関する御意見については、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>	無

【オプテージ】		
<p>意見 22 MNPやSIMロック解除について速やかな対策を講じるべき。</p> <p>「利用者による事業者やサービスの変更を容易にするための措置として、MNP やSIM ロック解除の手の在り方が指摘されており、電気通信事業者による対応の状況を継続的に確認し、さらなる措置の必要性について検討していく」とありますが、MNP やSIM ロック解除については、公正かつ自由な競争を促進するため、速やかに対策を講ずるべきと考えます。</p> <p>まず MNP については、2019 年 5 月末より Web 受付が義務化されたところですが、インターネットの発達により時間や場所に縛られないライフスタイルに変化してきている中で、MNO 各社の Web サイトにおいては受付時間帯が制限されており、一般的に活発にインターネットが利用されている 22 時から 24 時の時間帯ですら、各社とも受付を停止している状況です。従って、環境変化にあわせ、MNP の Web 受付を 24 時間行うよう、早急に改善を促すべきです。</p> <p>また、SIM ロックは利用者によるサービスや端末の選択を制限するものであり、また、事業者の乗り換えに係るスイッチングコストを高めることから、本件制度整備の趣旨に反するものであり一律禁止すべきです。</p> <p>なお、SIM カード側で使用可能な端末を制限する IMEI ロックや、使用周波数帯を自社保有周波数帯に制限することなどにより、実質的に特定の事業者しか使えない端末を提供することは、役務を提供する事業者の変更や、海外渡航時の役務の利用に際する端末の利用に制限を設け、利用者の利便を損なうことになるにもかかわらず、規制の対象外となっています。従って、当該行為を速やかに禁止するか、当面の措置として SIM ロックと同等の行為とみなし、同様の規制を課すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>考え方 22</p> <p>○ いただいた御意見については、今後の検討の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
5 その他		
<p>意見 23 評価・検証に当たっては公開の場での議論を徹底すべき。</p> <p>1. 政策決定過程の透明性を高め、公開議論の徹底をお願いしたい</p> <p>「1 背景」に指摘される通り、携帯電話は今日、様々な社会経済活動の基礎となるとともに、私たち国民にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっています。</p> <p>国民の関心が高く、しかも本来は事業者の自由に任せられているはずの契約プランの内容を規制する省令案であるにもかかわらず、具体的な規制を議論した 6 月 11 日の同合同会議は非公開で行われ、事後に議事録の公開もなされないままとなっています。議論の状況が非常に見えづらく、政策決定プロセスとしては不透明であると言わざるを得ません。今後、改正法により講じた措置の効果影響等につき評価・検証、規律の見直しを行なっていく際には、開かれた公開の場で議論がなされるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン】</p>	<p>考え方 23</p> <p>○ 施行規則改正案等は、改正法附則第 2 条の規定並びに改正法による改正後の電気通信事業法第 169 条第 2 号及び第 4 号の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定により、意見公募を実施しています。</p> <p>○ さらに、総務省では、そのような法律で定められた手続に加えて、案の検討・作成過程においても、本年 5 月から 6 月までの間に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「消費者保護ルールの検</p>	<p>無</p>

	<p>証に関するWG」の合同会合を4度に渡り開催しており、合同会合では、関係事業者の意見を聞くなど議論が行われたものと承知しています。</p> <p>○ なお、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年閣議決定）において、懇談会等行政運営上の会合も審議会等の措置に準じて、運営の透明性の確保に努めることとされていることと承知していますが、この点、総務省では、合同会合のうち非公開で行った会合についても、事業者の経営情報等の非公開情報を除いた上で、会議資料及び議事概要を公開しています。</p>	
<p>意見 24 駆け込み対策が必要。</p>	<p>考え方 24</p>	
<p>今回の法改正により、通信料金と端末代金の完全分離を通じた、過度な端末購入補助やキャッシュバックによる顧客のスイッチングの是正、期間拘束等による行き過ぎた囲い込み競争の是正が図られることで、お客さまが通信サービスと端末それぞれを自由に比較し、選択することが可能になると考えます。それにより、通信事業者が通信サービスの魅力を、端末事業者が端末自体の魅力をそれぞれ競い合うことで、様々なプレイヤーが創意工夫を凝らして、お客さまニーズをとらえた付加価値を提供するようになり、モバイル市場全体が活性化することが期待されることから、当社として、今回の法改正に賛同しているところです。</p> <p>当社は、法改正の趣旨を踏まえ、他事業者に先駆けて、通信サービスにおいて新料金プランの提供を開始するとともに、端末販売においても自らの粗利の削減等による価格の引き下げに能動的に取り組んでいるところです。今後は、端末メーカーによる価格の引き下げも含め、端末自体の魅力や価格による競争が促進されることになるものと期待されます。</p> <p>そうした中、現在も、過度な端末購入補助やキャッシュバックに加え、改正法施行前の提供条件による端末買換えサポートプログラム（いわゆる4年縛り）の駆け込み乱売が、他事業者により依然として行われています。</p> <p>他事業者が提供する端末買換えサポートプログラムは、通信サービスを利用していなければ加入できないことに加え、当該他事業者が提供する端末への機種変更が残債免除の条件とされ、残債免除後も通信サービスを継続することになる可能性が高い拘束力の強い契約条件となっています。さらに、改正法施行前に締結された同プログラムの既往契約については、改正法施行後も有効とされるため、他事業者は、改正法施行後も同プログラムによりお客さまを囲い込むことが可能となります。</p> <p>こうした状況は、法改正の趣旨に反するだけでなく、他事業者が既往契約を多く抱え込むことで、実質的に法改正の効果が市場に反映されるまでに、実質的に向こう2年程度、時間を要することとな</p>	<p>○ 改正法の施行に向けた取組に関し、改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を進めることなどについて、6月要請により、携帯電話事業者に対して要請しています。また、改正法の施行に向けて事業者の講じた措置及び関連の数値に関する6月要請に基づく報告内容について、一定の加工をした上で公表予定です。なお、当該要請への対応状況を踏まえ、必要に応じ、再度の要請を検討します。</p>	<p>無</p>

り、事業者間の公正競争が確保できなくなるだけでなく、利用者間の不公平感を助長し、適切なサービス選択を阻害することになる等、消費者保護の観点からも支障が生じる懸念があります。この点については、総務省において、「通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引性に頼った競争慣行について2年を目途に根絶する（3 制度整備の基本的考え方（3）通信料金と端末代金の完全分離）」こととしていることと合致しないものと考えます。

法改正の趣旨を踏まえると、これまでも当社より申し上げてきた通り、お客さまが新法に適合した料金プラン等へ移行しやすくなる政策的な措置が必要になると考えます。例えば、総務省は、少なくとも、同プログラムについて、改正法施行前に締結された契約であっても、機種変更を残債免除の条件とする規定を速やかに撤廃させる等の措置を早期に講じるべきであると考えます（過去に、他事業者が端末買換えサポートプログラムのプログラム再加入条件を撤廃した際には、既往契約も含めて対応されていたことを踏まえると、当該措置は実施可能と考えます）。また、強制的に撤廃させることが困難であるとするならば、少なくとも、総務省において、各事業者の取り組み状況について、研究会等のオープンな場でのヒアリング等を通じて明らかにすることにより、行き過ぎた囲い込みが自主的に早期に正されるよう促していただきたいと考えます。

【NTTドコモ】

(1) 米国

サムソン Galaxy S10 5G (Sub6+ ミリ波) (単位：米国ドル)

	ベライゾン	スプリント*	T-Mobile
総額／現金販売価格	\$1,299	\$1,300	\$1,300
各種割引等**	450～650	450前後	550
実質負担額	649～849	850前後	750

LG V50 ThinQ (Sub6+ ミリ波) (単位：米国ドル)

	ベライゾン	スプリント*
総額／現金販売価格	\$1,000	\$1,152
各種割引等	450～650	450前後
実質負担額	350～550	702前後

(2) 韓国

サムソン Galaxy S10 5G (Sub6) (単位：米国ドル相当)

	SKテレコム	KT	LG U+
総額／現金販売価格	\$1,218	\$1,218	\$1,218
各種割引等**	338～552	392～686	392～602
実質負担額	666～880	532～826	616～826

LG V50 ThinQ (Sub6) (単位：米国ドル相当)

	SKテレコム	KT	LG U+
総額／現金販売価格	\$1,021	\$1,021	\$1,021
各種割引等	338～552	294～539	392～602
実質負担額	469～683	482～727	419～629

(3) イタリヤ

サムソン Galaxy S10 5G (Sub6) (単位：米国ドル相当)

	テレコムイタリヤ	ポーダフオニイタリヤ
総額／現金販売価格	\$1,432	\$1,279
各種割引等**	874	121～323
実質負担額	558	956～1,158

小米 MiMix2 5G (Sub6) (単位：米国ドル相当)

	テレコムイタリヤ	ポーダフオニイタリヤ
総額／現金販売価格	\$895	\$847
各種割引等	672	182～249
実質負担額	223	598～665

*スマートフォンは現在ミリ波での5Gサービスを提供していない

**割引には、端末販売価格に対する割引のほか、通信料等の各種割引が含まれる

【出典】7月10日現在におけるクアルコム社内調査より